

会 見 年 月 日	令和4年7月20日（水曜日）
担 当 課	市民部環境課
問い合わせ先	電話：0791-43-6821 （内線：2228） FAX：0791-43-6892 （担当者名：丸尾・中濱）

赤穂市ゼロカーボンシティ宣言について

1. 趣 旨

本市では、赤穂市環境基本計画において「令和32(2050)年に向けては、脱炭素化を探求する」としていることから、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指します。

2. 内 容

(1) 宣言内容

別紙「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」のとおり

(2) 今後の取組について

公共施設の照明のLED化等の省エネルギー対策、太陽光発電や下水管理センターでの消化ガス発電といった再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、脱炭素社会構築に向けた市内プロジェクトチームにおいて、組織横断的な取組や官民一体となった取組について検討を進めます。

赤穂市ゼロカーボンシティ宣言

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加や暑熱による熱中症の増加、農業や水産業への影響など、暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつあります。

世界中が脱炭素化社会に向け舵を切っており、それぞれの地域でも地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減（緩和策）と生じる気候変動の影響に備え適応すること（適応策）を両輪として進めていく必要があります。

本市は、排出量の大部分を産業部門が占めているので、事業者と市との連携をより緊密にし、環境と成長の好循環を生み出し、市民の理解と協力のもと二酸化炭素排出量の削減に取り組むことが不可欠です。

本市の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、ここに「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指します。

令和4(2022)年7月20日

赤穂市長 牟禮正稔